《石原の農薬登録情報》



(令和元年5月30日付)

石原トリフミン水和剤 (トリフルミゾール水和剤)

登録番号:第16301号

負の適用拡大の概要

<使用時期の変更>

・作物名「いちじく」の使用時期「定植時及び生育期 但し、収穫30日前まで」及び「収穫7日前まで」を「収穫前日まで」へ変更する。

<総使用回数の変更>

・作物名「いちじく」の総使用回数「6回以内(散布は3回以内)」を「7回以内(散布は3回以内、灌注は4回以内)」 へ変更する。

<使用液量の変更>

・作物名「いちじく」、使用方法「灌注」の使用液量「1L/株」を「1~10L/株」へ変更する。

<本剤の使用回数の変更>

・作物名「いちじく」、使用方法「灌注」の本剤の使用回数「6回以内」を「4回以内」へ変更する。

【本内容は使用制限となる負の適用拡大を含みます】

(<u>下線部</u>が変更点)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	トリフルミゾールを 含む農薬の総 使用回数
いちじく	株枯病	500倍	<u>1~10L/株</u>	収穫前日まで	<u>4回以内</u>	灌注	7回以内 (散布は3回以 内、灌注は4 回以内)
	さび病 そうか病	2000倍	200~700 L/10a		3回以内	散布	

(該当作物のみ記載。)

<使用上の注意事項の変更・追加>

- (5)を以下のとおり変更する。
- (5) いちじくの株枯病に対して灌注処理する場合は次のことに注意すること。
- ① 1ヶ月間隔で使用することが望ましい。
- ② 根域に対する処理量が著しく多いと、生育抑制などの薬害を生じるおそれがあるので、根域に合わせて処理量や回数を調整すること。